

宮城大学遠隔授業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第34条第2項に基づき行う、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「遠隔授業」という。）の実施及び宮城大学履修規程（以下「履修規程」という。）第2条第3項の規定に基づく授業科目（以下「遠隔授業科目」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 遠隔授業 1回の授業の開始から終了までの全時間に渡り、学則第34条第2項に規定する方法により行う授業
- 二 メディア授業告示 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）
- 三 面接授業 講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行う授業として学則第34条の第1項に定めるもの

(遠隔授業の要件)

第3条 メディア授業告示に定める要件を満たし、面接授業に相当する教育効果を有することと認めたものであること。

(遠隔授業科目)

第4条 遠隔授業科目とは、前条を満たし、遠隔授業が全開講回数の半数を超える授業科目をいう。

(遠隔授業科目の開講)

第5条 遠隔授業科目の対象科目は、年度毎に当該学群等教授会の議を経て、カリキュラムセンター長の承認を得て定める。

(卒業の要件)

第6条 遠隔授業科目を履修し修得した単位は、学則第41条第1項の規定及び履修規程第15条第3項の規定に基づき認定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、個別の学群等に関するものである場合は教授会の、全学群に共通するものである場合はカリキュラムセンター運営会議のそれぞれ議を経て、教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31において在籍する者で、令和2年4月1日以後も引き続いて在籍するもの（令和2年4月1日以後に当該学群に転入学・編入学又は再入学したものを含む。）についても、適用する。